

糸魚川市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第4条－第6条）

第3章 市民との関係（第7条）

第4章 市長等との関係（第8条－第11条）

第5章 自由討議による合意形成（第12条）

第6章 政務活動費（第13条）

第7章 議会運営及び体制（第14条－第19条）

第8章 議員定数、議員報酬及び政治倫理（第20条－第22条）

第9章 補則（第23条）

附則

地方自治体は、自らの判断と責任の下に自主・自立性を保持し、地域住民の実情にあった行政運営を行う必要があり、地方議会の果たすべき役割は今まで以上に重要性を増してきている。

このような中、市長と議会議員は、市民の選挙で選ばれる二元代表制の中で、互いの権限を尊重し、対等の立場で緊張感を保ちつつ、活発で質の高い議案審議を通じて、市民の多様な意見が的確に反映できるよう、積極的に政策提言を行っていく必要がある。

一方、議会が決定した政策の執行において、行財政運営や事務処理ないし事業が、適法・適正、公平・効率的かつ民主的に実行されているかを監視し、分析し、及び評価しなければならない。そのため議員は自己研さんを図るとともに資質の向上に努めなければならない。

このような役割を果たすため、糸魚川市議会及び議員の活動原則、議会と市民、議会と市長その他の執行機関との関係を明らかにし、市民の負託に真摯に応えるため、議会の最高規範として、糸魚川市議会基本条例を制定する。

（解説）

前文では本条例の制定に至った背景を述べるとともに、議会は自らが果たすべき役割や責任を認識し、市民福祉の向上のため全力で取り組んでいく決意を示し、議会における最高規範として本条例を制定すると明記しています。

※「二元代表制」

地方公共団体の執行機関としての市長と、議事機関としての議会の議員を、共に住民の直接選挙で選ぶことにより、市長と議会がそれぞれ住民の代表機関としての権限を担い、相互の均衡と調和の関係を保持し、公正で円滑な自治の運営を図るための制度です。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、合議制の機関である議会の役割を明らかにし、議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民の負託に応え、福祉向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(解説)

ここでは、議会がこの条例を制定した目的について定めています。

糸魚川市議会の運営について、基本的な事柄を定めています。

※「合議制」

議会は複数の議員の合議によって意思決定をする制度のことを言います。

(基本理念)

第2条 議会は、市政における唯一の議決機関としての責任を自覚し、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正に議論をつくり、地方分権の原理に従い地方自治の実現を目指す。

(解説)

議会の活性化や市民の負託に応えられる、開かれた議会運営の実現を図ります。

同時に、地方自治の本旨に基づいた公正で民主的な市政に寄与することを定めています。

(最高規範)

第3条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(解説)

条例は、議会が議決して定めることができます。国の法律に相当するものです。この条例が糸魚川市議会の諸規定の中で、最も上位に位置づけされるものです。議会に関する他の条例、規則などの規定については、この条例で定める理念や原則との整合を図ると定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、市民を代表する唯一の議決機関であることを常に自覚し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (3) 市長及び執行機関（以下「市長等」という。）に対し適切な行政運営が図られているかを監視し、分析し、及び評価すること。
- (4) 市政の課題について、積極的に調査研究活動を行うこと。
- (5) 地方分権の進展に的確に対応し、継続的に議会改革を推進すること。

(解説)

議会としての活動原則を定めています。

- (1) 公平性・透明性を保ち、市民にわかりやすく開かれた議会を目指すとしています。
- (2) 地域などの個別的な課題に取り組むとともに、市民全体の代表者であることから、市民の意見を的確に把握し、研さんを重ねながら市民の代表としてふさわしい活動をするとしています。
- (3) 議会は、市民の代表であるという視点に立ち、市政運営を監視し、評価しなければならないと定めています。
- (4) 市政の課題に対し積極的に調査研究を行い、市政に反映させる必要があるとしています。
- (5) 地方分権の進展とともに、時代に対応した議会改革を推進すると定めています。

(議員の活動原則)

第5条 議員は市民の代表として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分意識し、議員

相互の自由な討議を重んじること。

- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、不断の自己研さんに努めること。
- (3) 議会の構成員として、個別的な事案の解決や、一部の団体及び地域の利害得失ではなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (4) 法令に基づくもの以外は執行部附属機関への就任はしないものとする。ただし、議長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(解説)

- (1) 議会が、言語や文章により議論し、複数の議員の話し合いにより成り立つ組織であることを認識し、議員間の自由な討議を大切にするとしています。
- (2) 議員は、市民の多様な意見を把握し、能力を高めるために、市政の課題について研修及び調査研究活動を行うとしています。
- (3) 議員は、一部の団体や地域の利害得失ではなく、市民福祉の増進を常に念頭に置き活動すると定めています。
- (4) 各種審議会、協議会委員については、議長が必要と認めたもの以外は、原則就任しないと定めています。

※「言論の府」

議会では、原則的に言論によって様々な問題が議論され、結論が導き出されていくため、このように言われています。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成し、政策立案、政策決定に関し、合意形成に努めるものとする。
- 3 円滑な議会運営のため協議・調整の場として、各会派の代表者からなる会議を開催することができる。

(解説)

第1項、第2項では、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し活動することとし、その会派で調査研究を行い、積極的に政策立案や政策提言を行うと定めています。また、第3項では、状況に応じて円滑な議会運営を行うため、代表者からなる会議を行うとしています。

第3章 市民との関係

(市民参加及び市民との連携)

第7条 議会は、市民に対し議会活動に関する情報公開に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たし、その負託に応える。

2 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会（以下「委員会等」という。）を原則公開し、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努める。

3 議会は、委員会等において参考人制度及び公聴会制度を十分活用し、市民の意見及び専門的識見を議会の政策形成に反映させるよう努める。

4 議会は、市民の意見を把握し、反映するために必要に応じ意見交換会を開催し、又は市民、市民団体等から意見交換会の要望があれば、これに応じることができるとする。

(解説)

第1項では、市民に対して積極的に情報公開をし、説明責任を十分果たし、第2項では、本会議、各委員会、全員協議会などを、市民に原則公開するとしています。

第3項では、参考人制度や公聴会制度を積極的に活用し、議会の政策形成に反映するよう努めること。また、第4項では、市民、市民団体等から意見交換会開催の要望があれば、これを受け、多様な意見を聴取するとともに、政策立案に反映できるよう常に研さんに努めると定めています。

第4章 市長等との関係

(市長等及び議会の関係)

第8条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、行政事務の執行を監視し、評価を行うものとする。

2 市長等は、本会議及び委員会等での論点・争点を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問・質疑に対し反問することができる。

(解説)

第1項では、市民福祉の向上のため、お互い緊張感を持ち続け、それぞれの責務を果たす。第2項では、議員が行う質問が不明確な場合、論点を明確にするため、市長等が議員の質問趣旨や意図を確認し、論点をはっきりさせるための質問（反問）を議長又は委員長の許可を得て行うことができると定めています。

(市長による政策等の形成過程の説明)

第9条 議会は、市長等が議会に提案する政策等について、提案に至るまでの経緯及び決定過程を説明するよう求めることができる。

2 議会は、市長が予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明書を作成するよう市長に求めることができる。

(解説)

第1項では、提案される政策等については、議会審議の公平性・透明性の確保及び論点の明確化を図るため、それを必要とする背景、提案に至るまでの経緯、総合計画との整合性、財源措置や将来にわたるコスト計算など議会審議に必要な事項について説明を求めることとし、第2項では、予算や決算を審議する場合、審議内容が充実するように議員や市民に分かりやすい施策別又は事業別の説明を求めていくと定めています。

(監視及び評価)

第10条 議会は、市長等の事業の執行について監視及び調査を行う。

2 議会は、予算の承認、決算の認定、監査の請求及び調査の実態を通じて、市民に市長等の事業の執行についての評価を明らかにするよう努める。

3 議会は、総合計画、重要な施策等について、その経過を常に検証し、評価する。

(解説)

第1項では、議会は市民の代表であることを自覚し、市政運営を監視、評価しなければなりません。第2項、第3項では、提案された議案等を議決した以上、市民生活に及ぼす影響をよく検証し、評価するよう定めています。

(地方自治法第96条第2項の議決事項)

第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づき、法に定めるものを除き、必要な事項を議決事項として追加することができる。

(解説)

議会自らが、議会の意思を反映させるべき事項が生じたときは、これを議決すべき事項に追加すると定めています。

第5章 自由討議による合意形成

(活発な自由討議による合意形成)

第12条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の議論を活発に行う。

2 議会は、委員会等において議員相互間の自由討議により議論を尽くし合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を積極的に行い、政策、条例、意見書等の議案の提出に努める。

(解説)

第1項、第2項では、議会は言論の場であることから、市民の様々な意見を集約し、議員間の自由闊達な討議により合意形成を図り、また、第3項においては、活発な議論を尽くす中で、市政における課題に対し理解を深め、議員自ら議案の提出を積極的に行うと定めています。

第6章 政務活動費

(政務活動費の活用及び公開)

第13条 政務活動費は、議員の調査研究の充実を図り、議会の審議、政策立案等の機能を強化するために活用することができる。

2 政務活動費の交付に必要な事項については、糸魚川市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年糸魚川市条例第6号）に定めるところによる。

3 政務活動費の適正な運用を図るため、収支報告書及び研修内容の公開に努める。

(解説)

第1項、第2項では、議員の政策立案能力を高めるため、調査研究に必要な経費として、会派又は議員に対し交付される政務活動費について定め、第3項では、政務活動費の使途及び結果については透明性を確保するため、市民に対し公開に努めると定めています。

第7章 議会運営及び体制

(委員会等の適切な運営)

第14条 委員会等は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に対し、適切かつ迅速に対応するよう心掛けなければならない。

2 委員会等は、議会の閉会中においても積極的な活動を行うものとする。

(解説)

第1項では、委員会の活動について、その専門性及び特性を活かして必要に応じてその都度開催し、新たに生じる行政課題に対して迅速かつ柔軟に対応し、また、第2項では、閉会中においても積極的に活動を行うと定めています。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、議会及び議員の政策立案機能の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに体制整備に努める。

(解説)

議員の政策立案能力の向上がますます求められている中、これを支援するため議会事務局の体制を整備し、調査・法制執務機能の充実に努めると定めています。

(議会図書室の充実)

第16条 議会は、議員の調査研究及び政策立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるとともに、市民及び市職員の利用に供するものとする。

(解説)

政策立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書及び資料の充実に努め、利用については議員のみならず、市民及び市職員など有効に活用できるよう広く開放すると定めています。

(議員研修の充実強化)

第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民各層等との研修会の開催に努めるものとする。

3 議員は、必要に応じて、研修報告書を議長に提出する。

(解説)

第1項では、議員の資質や政策立案能力などの向上を図り、議会機能を強化するため、議員研修の充実強化に努めるとして定めています。第2項では、専門的知見を習得

するため、各分野の専門家を招くなど、市民等の参加を含めた議員研修会の開催に努めることとし、第3項では、調査研修を行ったときは、必要に応じて研修報告書を議長に提出すると定めています。

(調査機能の充実)

第18条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のため、必要があると認められるときは、議決により学識経験を有する者等（調査機関の設置を含む。）に専門的事項に係る調査・報告を行わせることができる。

2 前項の調査機関について必要な事項は、別に定める。

(解説)

第1項は、事務局の調査機能だけでは限界があるため、学識経験者や市民、場合によっては議員を含む調査機関の設置を、議会議決により設置できるとしています。

また、調査機関設置に至らない場合でも、学識経験者の専門的な知見を有する者を活用し、調査、報告を行わせることができるとしており、第2項では、調査機関について具体的な事項は、設置時に議長が別に要綱で定めるとしています。

【参考条文】地方自治法抜粋

地方自治法 第100条の2 「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を、学識経験を有する者等にさせることができる。」

(議会広報の充実)

第19条 議会は、市政に関わる重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努める。

2 議会は、市民が議会における決定過程及び結果に関する情報を入手することができるよう、議会だよりの発行、インターネットの利用その他の方法により広報の充実に努めなければならない。

(解説)

第1項では、議会広報はますます重要になってきており、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう、また、情報を共有できるよう広報の充実に努めることとし、第2項では、議会だよりの発行、市議会会議録、市議会ホームページを始めインターネット等を活用した情報発信に努めると定めています。

第8章 議員定数、議員報酬及び政治倫理

(議員定数)

第20条 議員定数は、糸魚川市議会議員定数条例（平成20年糸魚川市条例第36号）に定めるところによる。

- 2 議会は、議会が有する機能を確保しつつ、議会改革の観点及び市民の意見等を総合的に判断し、適正な定数を決定するものとする。

(解説)

議員定数については、議会が有する機能を十分発揮し、市民の意思を的確に市政に反映するため、多角的な視点からの監視機能、調査機能、政策形成機能などが損なわれないよう、市政の現状と課題や行財政改革にも十分考慮する中で定数を定めるとしてあります。

(議員報酬)

第21条 議員報酬は、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年糸魚川市条例第42号）に定めるところによる。

- 2 議員報酬の改定議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出する。
- 3 前項の規定による提出に当たっては、糸魚川市の常勤特別職及び一般職の職員に支給される給与の状況、他市の動向、市の財政状況等を総合的に考慮するとともに、糸魚川市特別職報酬等審議会等の意見を参考にすることができる。

(解説)

議員報酬については、市政の監視機能、調査機能、政策形成機能など活動内容だけでなく、市の行財政状況を始め社会経済情勢など、将来的な予測と展望も考慮することとし、第3項では、市長の諮問機関である「糸魚川市特別職報酬等審議会」等の意見を尊重すると定めています。

(議員の政治倫理)

第22条 議員は、市民全体の代表者としての使命を自覚し、市民の厳粛な負託に応え、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使し、自己の利益を図らないよう、公正で開かれた市政の発展に寄与する。

- 2 政治倫理に関わる規定は、必要に応じ別に定める。

(解説)

議員が、市民の代表者として人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図らないよう高いモラルを維持して行動すると定めています。

第9章 補則

(見直し)

第23条 議会は、必要に応じて、この条例の見直しを行うものとする。

(解説)

議会は、この条例の目的が達成されているかどうか検証し、必要に応じて見直し、改定すると定めています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。